

Title	「大島本源氏物語」の「若紫」末尾四行の筆者について：「大島本」書写環境の再検討
Sub Title	The person who copied of the last four lines of "Wakamurasaki" in the manuscript 'Oshima-bon Genji monogatari'
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2022
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.56 (2021.) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20210000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「大島本源氏物語」の「若紫」末尾四行の筆者について

—「大島本」書写環境の再検討—

佐々木 孝浩

はじめに

本誌前輯（第五五輯、二〇二二年二月）の「大島本源氏物語」の再検討—新発見の定家監督書写本「若紫」帖との比較を中心に—（以下「前稿」と略称）において、二〇一九年秋に発見された、定家監督書写本（定家手沢本とも）「若紫」帖から判明する事実について、「大島本源氏物語」の「若紫」冊との比較を中心に考察した。

その中で、藤本孝一氏が繰り返し主張しておられる、「大島本」の「若紫」冊本文最終丁の四行と、「宿木」冊全体の本文の筆跡が、藤原俊成の書風に似通うことを根拠にする、「大島本」

の祖本である定家書写本の親本を俊成本とする説も、改めて否定した。その筆跡は室町後期頃に流行した、三条西実隆を祖とする逍遙院流に属するもので、俊成の筆跡を模したものでないとの、「大島本」についての最初の論考「大島本源氏物語」に関する書誌学的考察（本誌第四一輯、二〇〇七年二月）（以下「旧稿①」）以来、稿者が一貫して主張してきた見解に、中古文学会の機関誌上に掲載された、新美哲彦氏「新出「若紫」巻の本文と巻末付載「奥入」—定家監督書写四半本『源氏物語』との関係を中心に」（『中古文学』一〇六、二〇二〇年十一月）が、賛意を示されたことを紹介したのである。

その後、久保木秀夫氏「『源氏物語』藤原定家筆・四半本「若

〔紫〕一帖の出現をめぐって」(『語文(日本大学)』一八一、二〇二一年三月)も刊行されて、やはり稿者の見解への賛意を示された。前稿でも記したように、藤本氏は稿者の旧稿①の段階で、問題の筆跡に対する認識を改められるべきであった。そうしておられれば、定家手沢本「若紫」出現に際して、大河内元冬監修・藤本孝一解題『定家本源氏物語若紫』(八木書店、二〇二一)の解題において、誤った見解を積み重ねる必要はなかったはずである。

この点について久保木氏は、藤本氏が「若紫」の末尾四行が「大島本の祖本たる定家筆本の段階で、俊成の筆蹟が摸写されており、それが複数の転写を経てなお、大島本にまで受け継がれた」と説明してきたのに、新たに出現した「若紫」一帖ではそうならなかったもので、「大島本の祖本であった定家筆本と、今回新出の定家筆四半本とで、同じ定家筆本でも伝本自体が異なっていたからだろう」とし、「大島本が元にした定家の写本は初期のもの」、新出の定家筆四半本は、「平仮名の使い方などから、定家の晩年に近い本と見える」などと、これ以前には「特に述べてはいなかった(少なくとも明言してはこなかった)」新たな見解を追加せざるをえなかったことを指摘されて

いる。確たる証拠もないままに、定家の関与した写本の本数が増やされてしまったのである。

稿者は、以上のような「大島本若紫冊」末尾四行の筆跡に関する研究の展開を残念には思っているが、藤本氏を責めたいわけではない。むしろこの部分に注目下されたことを感謝したいのである。結論は異なるものの、やはりこの四行は、大島本成立の状況を考える上で鍵となる存在であったことが、改めて確認できたからである。

本稿では、問題の四行の筆者を特定し、そこから明らかになることについて考察してみたいと考える。

一 「若紫」末尾四行と「宿木」の筆者

具体的な検討に先立ち、問題の「若紫」末尾四行と「宿木」を担当した人物に関する、これまでの稿者の説を整理しておきたい。

旧稿①「六 藤本氏説の再検討」・「ア 若紫末尾の四行」において、

この書風は、室町時代後期に流行した三条西流(逍遙院

流とも)に属するものと考える方が、時代や地域性などからしても穏当ではないだろうか。三条西流の祖である実隆や、その子や孫である公条・実枝等の書写本は数多く伝わっているのので、仮名書きのものと比較してみていただきたい。問題の四行はやや線が細く稚拙な印象もあるものの、俊成の筆跡よりもずっと共通性が高いことを理解いただければずである。

また山口周辺には、陶晴賢の反乱に巻き込まれて殺害された三条公頼や二条尹房等の公家を始めとして、大内義隆やその被官達等、三条西流の書を良くする人物が多かったことは、彼らの短冊等の遺例によって明らかである(注)。そうした人物の一人が書写した二丁であるのではないだろうか。

と述べ、注において、

『短冊手鑑』(昭53、貴重本刊行会)を眺めれば、必ずしも義隆の時代に限定できないが、大内氏の被官や同朋では、竹中興国・粟屋春綱・沼間敦定・盛勝・智阿等が、三条西

流であると認定できるであろう。また諸書流に属すると考えられる人名を列挙した、江戸期の古筆家の資料である、静嘉堂文庫蔵『古筆流義分』の「逍遙院流」項には、大内氏の関係者として、(竹中)興国(富城)清国(同)伴国(同)隆国(仁保)道賀(連歌師)佐理(同)頼允(長州二宮大宮司)直国等の名が挙げられている。

と候補となりうる人物を列挙したものの、さらなる絞り込みを行うことはできなかった。

続いて、「長門忌宮神社大宮司竹中家の文芸―未詳家集断簡から見えてくるもの―」(『中世文学』五七、二〇二一・六)以下「旧稿②」と略称)では、直接この問題に言及したわけではないが、旧稿①で指摘した、室町後末期の長門国における逍遙院流に属する人物として、長門二宮大宮司家である竹中家の人々について考察を行った。

そして、「室町・戦国期写本としての「大島本源氏物語」(『中世文学』九七、二〇一六・六)以下「旧稿③」と略称)では、問題の筆跡が、「若紫」末尾四行と「宿木」以外にも、いたるところで確認できることを確認した上で、

問題の筆跡の人物は「大島本」を補写して再び揃本とする作業の中心的な存在の一人であったということである。問題の筆跡が位置的にもばらついた十五冊に確認でき、先に確認したように、本文書写・本文と奥入の補入訂正・引歌や注記の書き入れなどを行っているという事実は、やはりこの人物が吉見正頼の側において、残欠本の補写や全体への書き入れ作業の中心的役割をしていたことを示していると考えられるのである。

と指摘した。

改めて述べるまでもないが、この役割を確認すれば、それが俊成の筆跡を模写したものであるはずはないのである。

ともかくも、「大島本」が書写された場所の周辺に、逍遙院流の文字を書く人物が複数存在していたらしいことまでは判明していたのであるが、問題の筆跡の候補者を具体的に絞り込むことまではできなかったのである。

そこで、問題の筆跡の人物だけでなく、その他の「大島本」の書写に関与した人物をも明らかにするために、旧稿②で試み

た、竹中家の人々の記した和歌短冊の集成の枠を広げて、大内家とその家臣達の筆跡資料を集成することと、彼らの具体的な和歌活動や文学に関する教養を知ることをも目的として、「守護大名大内氏関連和歌短冊集成（稿）」（本誌第五〇輯、二〇一六・二）を作成したのである（以下「旧稿④」と略称）。

この集成（稿）を執筆するにあたっては、できるだけ短冊の現物や画像を確認して、問題の筆跡と同筆のものを探し求めたのであるが、残念ながらそれを見出すことはできなかった。しかしながらこの作業は無駄ではなかったのである。

二 前田家伝来「古筆短冊手鑑」との邂逅

二〇二二年二月二八日付で、宮内庁三の丸尚蔵館編の『収蔵品目録書跡前田家伝来「古筆短冊手鑑」』が刊行された。この短冊手鑑は、その解説に拠ると、一九〇一年（明治三十四年）七月一三日に皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）が、本富士町（現在の文京区本郷七丁目）にあった前田邸に行啓した際に、侯爵前田利為より献上されたものであるという。三帖の短冊帖を上中下の一具とするもので、一面に三枚の短冊を両面に貼付しており、各帖四一四葉からなり、都合一二四二枚を収載するとい

う、非常に規模の大きな短冊帖である。

国文学研究資料館蔵で長府毛利家旧蔵の短冊手鑑『筆陳』が、二帖で一七七枚を収載するの³⁾と双壁といつてよい、注目すべき短冊コレクションである。この両者は、収載される短冊の傾向でも高い共通性を示しており、製作に関する検討が要請されるものであろう。

なお、慶應義塾（センチュリー赤尾コレクション）にも、加賀前田家旧蔵と伝えられる無銘の短冊手鑑がある（斯道文庫保管）。桐箱蓋に「上之短冊次第不同二押」と墨書されるように、室町時代以前を中心とする古短冊が五三三枚貼られている。また近時の『思文閣古書資料目録』（二七一、二〇二一・一〇）に掲載されている、広島藩浅野家旧蔵と推定される短冊手鑑は、一帖に五九四枚が収載されており、共々一帖単独のものとして、規模の大きなものとなっている。

さらに、「短冊天狗」と綽名された浦井有国（一七八〇～一八五八）がまとめたと考えられる、二四帖二三七枚からなる平瀬露香（一八三九～一九〇八）旧蔵でMOA美術館蔵の短冊手鑑は、筆者による分類などで帖が区別される特殊な性格のものだが、確認できる範囲で最も数の多い一具の短冊帖として

注目されるものである。⁴⁾

こうした規模の大きな短冊手鑑と比較しても、三の丸尚蔵館所蔵のものが、加賀前田家旧蔵であることも含めて、注目すべき存在であることは明らかであろう。

この短冊手鑑は、解題に拠ると、後西天皇の極札に「当今様明曆」と記されることや、収載される短冊筆者の最下限と推測される人物が樋口信康（一六二三～一九一）であること、古筆本家第三代の了祐（一六四五～一八四）の目録を付すことなどから、明曆（一六五五～一五八）頃の製作と考えられることである。

この短冊手鑑の成立を考える上で参考になると思われるのが、金沢市立中村記念美術館蔵で重要文化財の無銘古筆手鑑である。『古筆手鑑大成 第十六卷 重文 古筆手鑑（金沢市立中村記念美術館蔵）』（角川書店、一九九五）の平林盛得氏の解題に明らかのように、この手鑑も前田家旧蔵になるものである。ここでは、「本手鑑の成立に関しては不明とするほかない」と記されているものの、「利家の長子利長のあとを継いだ同四男利常も優秀な古筆をたくさん集めたことで知られている。とくに注意されるのは、利常自身が古筆見の手を借りることなく手鑑を作っていることである。宸翰は年代記を見て付札を付け、押す順番を定めた。

撰家（近衛、鷹司、九条、二条、一条）以下の公卿殿上人の筆跡は諸家伝を参考にして押した。その手鑑は古筆切五一五枚であった。これを古筆了栄（一六〇七―七八）に見せたところ鑑定に誤りはなかったといわれている（『野辺のみどり』春名好重氏解説」と、前田利常の古筆手鑑製作が紹介されている。

『野辺のみどり』とは、一九三七年（昭和一二）に前田家で製作された古筆手鑑で、同家伝来の古筆切の中から、特にすぐれたもの、めずらしいもの二八葉を選びすぐったものである。

この中村記念美術館蔵の手鑑からは、実に七葉もが『野辺のみどり』に移されている。

いささか話が複雑になってしまったが、利常が製作したと伝えられる古筆手鑑は、近時慶應義塾図書館の所蔵となった。春名が紹介した逸話を記した、延宝五年（一六七七）一月一八日付の横山志摩・奥村伊予両名の署名のある「覚」が附属しており、「古筆都合五百五拾五枚」とも記されている。

各々に付された極札は、古筆家初代了佐のもののように、「琴山」墨印の代わりに、「了佐」墨印のあるものも目立っている。利常が見せたのは二代了栄ではなく了佐であったのではないかとも思われるのである。

そのことの真偽はともかく、慶應義塾図書館と中村記念美術館の両手鑑は、古筆切のツレが目立ち、慶應のものの方が装飾性の高い料紙を使用しているものの、極札の筆跡も共通していると思われる、近い環境で製作された兄弟的な関係にあるものではないかと推測される。今後詳細な検討が必要であるものの、この両手鑑を繋ぐ存在は利常であろう。

三の丸尚蔵館の短冊手鑑の「琴山」印のある極札は、了祐ではなく、やはり了佐のものであるように見える。了佐・了栄・了祐の三代は筆跡も似通っているので、識別は非常に難しい。しかし、了佐の極札にはある特徴があるので、それに注目すると識別も可能となるのである。

了佐の頃は、札に筆者名のみを記して「琴山」印を捺しているものが、それだとは何に対する鑑定なのか不明であるので、了栄からは、筆者名の下に小字で、鑑定対象の切や短冊などの、書き出し部分を記すようになり、以後その形式が定着することとなる。この短冊手鑑の「琴山」印の札には、その書き出しの小字が存在していないのである。

極札に書き出しの小字がないのは、先述の両古筆手鑑も共通している。すべて前田家旧蔵であること、極札の筆跡と書式が

共通していることなどからして、この短冊手鑑も利常の時代に製作された可能性は高いのではないだろうか。

子細に確認すると、小字が存在しないものでも、了佐と筆跡が微妙に異なるものも確認できるので、了栄や了祐のものも含まれている可能性も高いものの、利常が無関係の場所ので、これほどの短冊手鑑が作られたとは、考え難いように思われる。

またこの短冊手鑑が特異であるのは、極札とは筆跡も料紙も異なり、印もない紙片が目立つことである。素性を明らかにすることができなかつた短冊にこれを貼っているようで、中帖裏から見えるようになる。中帖裏第四六面の「大内殿内家名未考」、下帖裏第一七面の「筆者未考」などがそれである。また「琴山」印の有無を問わず、直前と同じ鑑定の場合に「同」とのみ記した紙片を貼っていくが、これもそれらと同筆である。下帖裏はこうした無印紙片が非常にめだっている。素性不明であっても貪欲に古短冊を収集して製作したものである。

また「琴山」印のある「大内殿内連歌師」とする極札や、無印の「大内殿内家名未考」とある紙片の多さは、その他の素性の明らかかなものを含めて、室町時代の大内家関連の和歌短冊が大量に江戸前期に伝存していたことを窺わせるものである。

そのことは、旧稿④の為に情報収集を行った際にも驚かされたことであるが、この短冊手鑑の情報が公開されたことにより、改めて痛感させられることとなったのである。

三 新出の賀田武光筆和歌短冊

旧稿①以来、「大島本」は「桐壺」と「夢浮橋」を除いて、長門周辺の大内家臣達の手になるものと推定しているので、調査対象足りうる短冊を数多く含む、三の丸尚蔵館の短冊手鑑の画像が公開されたことは、非常に福音であった。また解題の参考文献に旧稿④も挙げていただき、解題や資料編の執筆の参考にしていただけたら嬉しいことを、とても喜ばしく感じたのである。

胸躍らせながら、大内家関係のものと思われる短冊の画像を確認していて、思わず目が釘付けになったものがあった。中帖裏第四四、四六面の「長州二宮大宮司」との極札のある伴国・盛遠の二枚に続く、「串崎賀田殿」とある武光の短冊（七五六番）がそれである。大きさは、三三・三三・五・三種とのことで、綴穴があることが指摘されており、歌会に提出された後に、まとめて綴じられたものと考えられる。まずは翻字しておきたい。

鶴払霜

万代の道を尋て浜川の

真砂のつるや霜はらふらん 武光

歌題の「鶴払霜」は歌本文より墨書がやや薄く、筆跡も異なるようなので、探題歌会であった可能性が高い。第四三三七五二番の「落葉風」題の隆国の短冊も、題の墨色や書かれた位置、筆跡などが共通しているので、同じ会のものではないだろうか。

『収蔵品目録 書跡 前田家伝来「古筆短冊手鑑」』により武光短冊の画像を転載させていただく（図版1）。

一目で逍遙院流と分かる書風を示しており、とくに「の」「を」「乃」「や」などの仮名に、その特徴が顕著である。

それを確認いただくためにも、これらの文字の逍遙院流の典



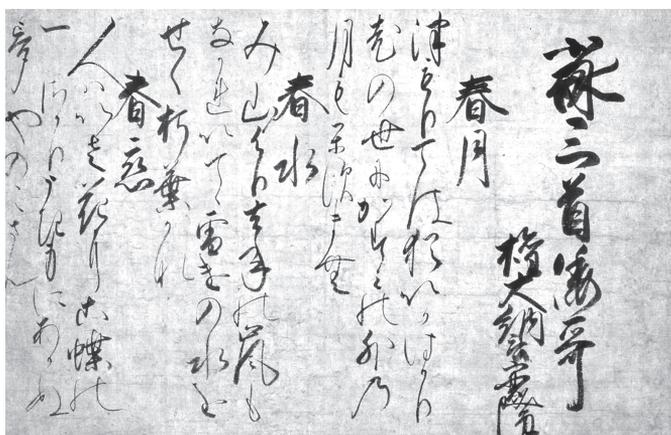
（図版1） 串崎武光筆和歌短冊

型的な書き方について、簡単に説明してみたい。そのために、「の」「を」「乃」「や」の各文字が含まれている、慶應義塾（七）ンチュリー赤尾コレクションの「三条西実隆筆三首和歌懐紙」の画像を掲出しておきたい。（図版2）

この三首は、実隆の編年体の家集『再昌草』の文亀三年（一五〇三）部分に確認でき（私家集大成巻七、実隆I・一八〜二〇）、「二月五日中納言亭月次会」との詞書から、正親町三条実望亭で二月五日に催された月次歌会で提出された懐紙であると判明する。時に実隆は四九歳であり、書風もかなり固まった時期のものであるといえる。

「の」字の書き方は、書き出しで一度筆先を斜めに寝かせて紙に付けて、釘の頭のような平らな部分を作って（左上が特に尖った形になる）から、左下に力強くおろしつつ先を細くして楔形をなし、先端をやや尖らせるようにしてから筆を真上にあげ、左上で角をやや立たせるようにしておいて、後は右上右下へと細い線でやさしく弧を描き、勢いのまま筆を紙から離すというものである。

ちなみに俊成の「の」は、書き出しは筆を止めておらず、右上から勢いよく書き始めるので、弧の線と交差するのが特徴で



(図版2) 三条西実隆和歌懐紙

ある。

「を」の書き方は、書き出しは左上の高い位置にして、一画目の横棒は筆を軽く置く程度の点のようにして、筆先をやや右下に移動してから斜め右下に向かって、細線を鶴首のように引き、筆を止めたところから筆先のみで一気に残りの曲線部を書き上げるといって感じ、書き出し部分の頭の小ささが特徴である。俊成の「を」は、頭部分の小ささは似ていなくもないものの、ここまで首長な感じには書かれたりはしない。

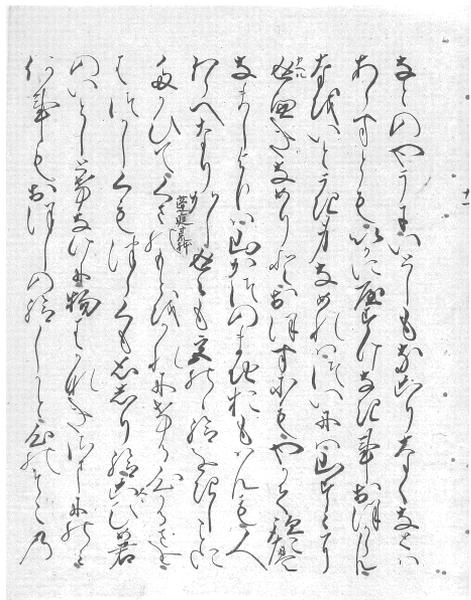
俗に「杖付きの乃」などと呼ばれる「乃」字は、「の」と字母は同じなので、書き出しは似ており、楔のような形に右上から左下に一気に筆をおろすものの、「の」よりも長めににして、先をほんの少しだけ跳ね上げる感じにし、右上の角は縦型の長方形になるように筆をおろしてから、軽く弧を描いて勢いのまま筆を離すというものである。この懐紙の「乃」は一画目があまり楔形になっていないが、やはりその長さが特徴的である。

俊成の「乃」字は一画目が長めであるものの、書き始めて筆を止めることはせず、また右上の空白はあまりなく、右下部分でも弧を描くことなく、角張った感じに書いて、最後まで上に跳ねて終えるものであり、両者の差が大きな文字である。

「や」は、書き出しで軽く筆を押さえるようにしてから、仮名の「つ」を書くよう動かし、一端筆を離してから少しだけ左に隙間を開けておいて、また筆を軽くつけて「つ」の書き出し近くまでに細い横線を引く感じにして、縦棒はかなり角度を付けて右下におろすという感じである。

俊成の「や」は縦棒が「つ」部分の中央に近い位置から引かれており、角度も垂直に近いものである。

ここでもう一度武光の短冊を確認すると、特に「を」「や」「乃」字で、その筆跡が逍遙院流であることに納得いただけるはずである。しかしながら、「の」と「や」字には、武光の個性が感じられるようである。武光の「の」は、左下で鋭角を作ってから筆を上にあげる際に、まっすぐにはあげずにやや窪みをつけるのが特徴である。あたかも水鳥の上の嘴から頭頂にかけての曲線のような形になるのである。また「や」でも、「つ」部分の横線を中央がかなり盛り上がるように書くのが印象的である。ここで、「大島本」における問題の筆跡と比較してみたい。「若紫」四行は文字数が少ないので、「宿木」から、取り上げている四文字が同一頁に存する、一二丁表の画像を、『大島本源氏物語第九卷』（角川書店、一九九六）に拠って掲げておきた



（図版3）「大島本」「宿木」冊第11丁表

い。（図版3）

「の」は一行目第三文字・五行目第一〇文字・九行目第一文字、一〇行目第七文字にあり、「を」は七行目末、「乃」は二〇行目末、「や」は一行目第四文字・四行目下から六文字目にある。書物を書写するのと、和歌短冊を書くのとでは意識も異なり、自ずと書きぶりに違いがあるのは致し方ないことである。しか

しながら、以上説明してきた特徴からも、「宿木」の書写者が逍遥院流に属する人物であることが、はっきりと認識でき、さらに武光短冊と細かな特徴が共通していることが理解できるはずである。

仮名だけでは心許ないので、短冊にある「道」・「尋」・「霜」などの漢字を、「宿木」で探してみると、「道」は二四丁裏五行目末・三七丁表八行目第二文字・五五丁表四行目下から六文字目・九九丁表七行目下から二文字目・一〇二丁裏八行目下から九文字目に、「尋」は一〇二丁裏九行目下から一〇文字目・一五丁裏二行目下から五文字目に、「霜」は六丁裏六行目第一文字に存在している。

「道」の之繞の書き方は逍遥院流のものでもあるのだろうか、「尋」や「霜」では文字の形だけでなく、線の肥瘦の様子までが共通していることが確認できるのである。

絶対同筆と断定するのは慎重であるべきであるが、「大島本」の問題の筆跡が賀田武光である可能性はかなり高いと言えそうである。その精度を高めるために、武光が「大島本」の書写に加わることが可能な人物であったかどうかについても、より踏み込んで検討する必要があるであろう。

四 賀田武光とは何者か

1 武光と串崎社

この武光なる人物については、旧稿④でも【竹中氏】（長門二宮忌宮神社大宮司家、本姓武内）の項で、その短冊の情報を記載しているので、当該部分を挙げておきたい。

隆光（初名武光、治部大輔、弘国息・興国弟・清国兄、

天文三年二月二十七日山何連歌作者）

惜花

玉すたれ花のかをりの風をたに
いとひなれたるころにもある哉

武光

（汲・杉子爵家蔵）

夏草

茂り合てなひけはなひく夏草に
こほれもやらぬ露の夕風

隆光

（M「古今拾玉」・「長洲大宮司」）

浅雪

ゆふあらしふき出す苔の緑より
つもらぬゆきのしるきやまかな

隆光

（汲・杉子爵家蔵）

武光は、長門二宮忌宮神社の大宮司であつた弘国の息で、大宮司を継いだ興国の弟であつた隆光の初名と判定している。この情報は、主として旧稿④で多大の学恩を被つた、旧萩藩士で、明治大正期に郷土史家として活躍した近藤清石（一八三三―一九一六）が、『大内氏実録』編纂の過程で集積した大内氏関係者の和歌二二七首を、類題集的に編纂した『汲古集』（一八九一、近藤清石編『大内氏実録』（マツノ書店、一九七四）に付録として影印収載）の、「作者目録」に拠つたものである。以下に改めて、武光と隆光の項を引用しておきたい。

隆光

・申崎治部大輔竹中興国弟
長州二宮忌宮大宮司

武光

・申崎治部大輔申崎隆光ノ初名歴名土代従五位下武二賀田武光ニ作ル
串崎本氏賀田ナリ串崎ハ地名以テ称セシナリ

武光と隆光が同一人物であるという手掛かりはこの作者目録しかない。その点かなり心許ないので、その点も含めて改めて確認を行つてみたい。

隆光の名は、『長門国二ノ宮忌宮神社文書』（忌宮神社、一九七七）所収の「忌宮大宮司武内家系図」で、弘国息・興国弟の位置に確かに見えている。しかし初名などの注記は一切なく、

改名の件の信頼度や、それが何時のことなどは全く不明である。武光名の短冊と、MOA美術館蔵の短冊手鑑『古今拾玉』所収の隆光名の短冊を比較すると、隆光も逍遥院流であることは確かなのだが、文字数が少なく、また共通する文字もわずかであるので、同筆であると断言するのは難しいのが実情である。筆跡での追及はここまでとして、信頼できる資料に拠つて武光・隆光の存在とその活動時期について確認しておきたい。

四位・五位の位階補任である『歴名土代』の、従五位下の項を見ると、内蔵隆国と賀田武光が揃つて天文一四年（一五四五）四月五日に叙爵されたことが見えており、前者には「興国子」との注記、後者には「長州申崎大宮司⁵⁾」と注記がある。

武光と隆光が同一人物であるならば、甥と同時に叙爵したことになる。隆国に「内蔵」とあるのは本姓である。『長門国二ノ宮忌宮神社文書』の③「武内大宮司古文書」の二二「興国口宣案」は、同日に興国が従四位下に叙せられた折のものだが、そこにも確かに「内蔵興国」とある他、同文書の一六～二四までの歴代の口宣案は、すべて「内蔵」姓である。前述系図では、孝元天皇を祖とし、その四代の孫に武内宿祢が見え、その子木菟宿祢には「紀朝臣祖」と注記がある。その孫の大人には「紀

于時改本姓」と注記があるので、この時に内蔵姓となったのであろうか。隆国の六代の孫国憲の注記に「改紀姓」と見えてもいる。内蔵姓は『古語拾遺』によると渡来系の漢氏が賜った姓であるが、百済王家を祖とする大内氏の配下においては、渡来人の子孫であることが好都合であったのであろうか。

問題は武光で、隆国の叔父であるのならやはり内蔵姓でありそうなもののだが、賀田姓となっている。賀田姓は長門一宮住吉神社の大宮司山田家の姓であることは、『長門国一ノ宮住吉神社資料上』（長門国一ノ宮住吉神社社務所、一九七五）所収の「第一住吉神社文書」中の、賀田盛実が永祿九年（一五六六）三月一七日に叙爵した折の、二〇九「正親町天皇口宣案」などで明らかである。

武光は竹中家に生まれて、山田家の養子となったとも考えられるが、『長門国一ノ宮住吉神社資料下』（防長史料出版社、一九八二）に翻刻されている三種類の「山田家系図」には、武光・隆光の名前は見いだせない。

手掛かりとなりそうなのは、串崎社である。「大宮司」か「神主」かはともかくとして、武光はこの社の神職であったことは確かであると考えられる。鎌倉末期に製作された重要文化財の

『忌宮神社境内絵図』（山口県史料編中世一）付録に複製がある）を確認してみると、忌宮神社の南東方向にある海沿いの地に「串崎」と記されているのを確認できる。その近辺には建物が三棟描かれており、その一番東寄りのものが最も大きい。神社と分かるような特徴はない。

しかしながら、元徳二年（一三三〇）一月二八日付の北条時直（金沢北条氏の実時息で、当時の長門探題）の寄進状に、「長門国串崎村若宮^{当国第一宮住吉大明神最初主}」と見えており（『鎌倉遺文』三一・二六二、「保阪潤治所蔵手鑑」）、住吉神社の若宮が鎮座していたことが確認できるのである。この寄進は宝前での「天下泰平国中安穩之祈願」を目的とする大般若経転読のためのものであるのだが、「大宮司惟包」の名も見えている。

さらに、建武三年（一三三六）四月二九日付で、弓削田六郎入道と白土新六郎に与えられた少式頼尚施行状の二通にも、「長門国串崎（若宮）大宮司惟包」の名が見える（『南北朝遺文九州編』五九五、五九六、「万代亀四郎所蔵手鑑」・「保阪潤治所蔵手鑑」）。

また今川了俊の紀行文『道ゆきぶり』の応安四年（一三七二）一〇月七日条には、「神功皇后宮の御社の前に出たり。御やし

ろはみなみに向たり。それより山のうしろに出たる尾上をは御かり山といふなり。このはまのわきにすさきの様に出たる山侍き。くしざきといひて若宮のた、せたまひたる所なり。其東の海の中に十余町はかりへたて、嶋二むかへり。古の満珠干珠なるへし。今はおいつへいつとかや申めり」(肥前島原松平文庫蔵本に拠り、私に句点を加えた)と記されており、海に突き出た岬の山の上に若宮があつたことがわかる。了俊の記述の通り、目前に神功皇后ゆかりの満珠・干珠の二島を目前に見下ろせる聖地であるのである。

戦国時代には、大内氏の長門守護代内藤氏がここに築城し、永祿一二年(一五六九)には内藤隆春の小守護代勝間田盛道が城番に命じられていることが、毛利藩主の命で家臣団諸家所蔵の古文書や家系図によつて編纂された史料集である、『関関録』の巻九六「勝間田権左衛門」項に見えている。内藤隆春の姉が毛利隆元に嫁していたことから、大内氏滅亡後も内藤家がこの城を守っていたようである。

毛利元就の孫で輝元の養子となつた秀元が、慶長七年(一六〇二)に支藩長府藩の立藩を許されて、ここを居城と定めた際に、安芸より毛利家の氏神宮崎八幡宮を勧請して、鎮守として

中殿に祀り、左に櫛崎(串崎)八幡を移し、右に高良大明神を配して、宮崎八幡宮と称したことが、平井温故編で宝永七年(一七一〇)の自序を有する地誌『豊府志略』に見えている。長府藩二代藩主の時に松崎八幡宮と改称され、一九一七年に長府藩歴代藩主を祀る神社と合祀されて、現在も豊功神社として存続している。

いざさか迂遠な考証となつたが、武光の時代には、内藤家の串崎城との位置関係は不明ながら、串崎の地に長門一宮住吉神社の若宮たる串崎社が鎮座していたことが確認できた。

串崎の地から忌宮神社までは一キロ足らずであるが、住吉神社はそれよりも更に西方向に数キロ隔たつている。地理的には忌宮神社と縁の深そうな社なのである。

長門一宮と二宮の関係性については、井上寛司氏「中世諸国一宮制の歴史的構造と特質 中世後期・長門国の事例を中心に」(国立歴史民俗博物館研究報告)一四八、二〇〇八・一二)が極めて参考になる。主要な点のみ極大雑把に紹介すると、長門国は一宮・二宮のみで三宮以下が存在せず、一宮住吉神社の祭神「仲哀天皇」、二宮神宮皇后宮(忌宮神社)の「神功皇后」は夫婦神であり、両社が一体となつて機能するとされていたと

いう。両社は非常に密接な関係にあったのである。

鎌倉・南北朝期の串崎大宮司惟包の素性は不明であり、一宮大宮司の賀田(山田)家との関係も未詳である。ともあれ天文一四年(一五四五)頃には、惟包の直系とは考え難い武光が串崎若宮社の大宮司であつたらしいのである。

旧稿④で収集した短冊の極札類に「串崎」とある人物が、武光の他に二人いる。伴国と直国である。竹中家の系図に明らかにように、「国」字は同家の通字であり、兩名も二宮大宮司家の一族であると思われる。『汲古集』『作者目録』では、伴国には「従五位下(竹中興国子/隆国兄)」とあり、直国には何も記されていない。

伴国は『歴名土代』に天文二年(一五三三)九月二十六日に叙爵されたことが見えており、姓は「内蔵」で、「同日、大藏権少輔」との注記も存している。口宣案(③武内大宮司家古文書二〇・二二)によって、隆国は天文四年一月二十六日に正六位下・隼人令史に叙せられたことが判明しており、やはり伴国は興国の子で隆国の兄であると認められよう。旧稿②で述べたように、「武内家系図」でも名前は不明ながら、隆国に兄がいたことが示されており、その人物こそ伴国なのである。父興国

が大内義興から興字を与えられているように、隆国の隆字は義隆から与えられた偏諱であると考えられるのに、伴国にはそのようなことが認められないことからすると、庶兄であつたものであるうか。後述するような文芸活動でも、竹中家が一族こそつて参加した「天文三年二月二十七日山何連歌」以降は、名前が見えなくなることからすると、早逝した可能性が高そうである。

直国は系図にも該当しそうな人物が見当たらず、謎が多いのだが、「天文三年二月二十七日山何連歌」や「天文十四年四月二十六日何船連歌」にも参加しており、武光と同時代の人物であつたことは確かである。米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六)第五章第四節三「神道伝受」の、「吉田兼右西国下向動向一覧表」には、兼右から神道を伝授された人物として、興国・隆国の名も見えるが、「長門二宮権大宮司左馬助直国」が天文一二年三月八日に「奉幣次第」と「奉備神膳次第」を、八月某日に「陰陽行義一座」を、九月一日に「春開御戸次第」を伝授されていることが見えている。また同年八月二二日に大内義隆の所望により、兼右は興国・直国・隆国ら列席のもとに、尼子晴久討滅のための七日間の祈禱を山口水上庁屋において行つてもいる。⁽¹⁷⁾

また、『兼右卿記』永祿六年（一五六三）七月二日条には、「長門国二宮権大宮司左馬助嫡男善三郎言国上洛、対面了」と見え、直国に善三郎言国という子息がいたことも判明する⁸⁾。

官職や名前が列挙される順番などからしても、直国は隆国よりも年上であると思われる。興国には、系図に見えない弟か従兄弟がいたのではないだろうか。

伴国や直国の存在は確認できるものの、彼らが串崎若宮社と関係があったことを示す資料は、短冊の極札以外にはないのである。

2 武光と隆光

結局資料類を探ってみても、武光と隆光が同一人物であることを示すものは見いだせない。武光の短冊と隆光の短冊が同筆とまでは断言できないことは、先述の通りであるが、竹中家の人々の書風が飛鳥井流（栄雅流）を示すのに対して、武光と隆光が逍遙院流（三条西流）であることは、注目して良い事柄であろう。

もう一つ注意したいことは、武光と隆光の同座を示す記録がないという事実である。竹中家の人々の連歌会への参加状況を年代順に一覧にしてみよう。名前の下の算用数字は句数である。

①天文三年（一五三四）二月二十七日山何連歌（発句大内義隆）（天理大学附属天理図書館蔵『連歌懐紙卷子本集23』、『山口市史史料編大内文化』（山口市、二〇一〇）に翻刻がある）

興国5・伴国5・清国2・武光3・直国2⁹⁾

②天文一四年（一五四五）四月二六日何船連歌（発句興国）（連歌総目録・忌宮神社蔵）

興国15・直国14・武光11・隆国6

③永祿七（一五六四）四月二三日長門宗廟社務式部大輔（盛実）月次（和漢聯句）（発句山田盛実）（長門住吉神社蔵）

興国4・隆国4・隆光1

④永祿七年六月二五日何垣連歌（発句白）（聖護院道澄）（連歌総目録）

興国1・隆国10

⑤永祿七年七月六日何人連歌（発句白）（聖護院道澄）（長門住吉神社蔵）

興国10・隆国10

天文年間に開催された連歌会には武光の名が見えるが、永禄年間の会にはその名はない。逆に隆光は天文の会には見えず、永禄の会に見えるようになる。同一人物であるとすれば、叙爵した天文一四年（一五四五）四月二十六日以降、永禄七（一五六四）四月二三日までの間に、武光は隆光と改名したことになる。その改名の理由を考えると、やはり気になるのは「隆」字である。竹中弘国は大内政弘から、竹中興国は大内義興から、竹中隆国は大内義隆から、偏諱を賜った名前と考えられる。隆国の名は天文四年（一五三五）一月二六日の正六位下の口宣案で確認できるので、元服時に隆字を与えられた可能性が高そうであり、この時がそうであるのかもしれない。武光も義隆が陶隆房（晴賢）に反逆されて天文二〇年九月一日に没するまでの間に、隆字を賜った可能性が高いのではないだろうか。義隆没後の隆光改名は、隆房によって立てられた大内義長や、大内氏を滅ぼした毛利元就の統治下では考え難いものがある。

さて、その隆光が何時ころまで生存していたかを確認してみたい。連歌会③に参加しているので、永禄七（一五六四）四月二三日までは確実である。またそれ以後と考えられるものに、旧稿②でも紹介した、『忌宮神社文書』⑥原書不明忌宮関係古

文書の一八「聖護院道澄書状（写）」がある。

この文書は、毛利家と大友家の講和交渉の為に長府に長期滞在し、その間に長門一宮・二宮大宮司家の人々が中心となって開催されていた月次連歌会にも参加したり、「大島本」の「夢浮橋」冊の書写を行ったりした聖護院道澄が、帰洛後に「二宮宮司」に宛てて某年二月五日に書いた書状である。「先々其国滞留之砌者切々懇情無忘却期候」と、あることからすると、上洛後数年は経っているよう感じられる。文中にも連歌に関する記述が多いことや、「大島本」の所有者であった吉見止頼の名も、追って書きに見えることでも注目できるものである。

ここに、「自然者社家中同前二伝達頼入計二候、隆光・隆助同前事二候」と、隆光の名が見えているのである。「社家中」には加えられず、隆助と共に別に名前が記されていることは、竹中家の関係者ではあるものの、所属を異にすることを示していると考えられる。隆助は、『忌宮神社文書』①武内大宮司古文書中の二四「大内家奉行衆奉書」（天文五年（一五三六）閏一〇月一八日）に「以清国子息鍋鶴丸」、同二六「毛利家奉行衆奉書」（弘治三年（一五五七）一月一四日）に「隆助号鍋千代丸」などと見える人物で、「長門国一二宮国衙在庁富成職」

を司り、「富成兵部大輔」・「富成大官司」などと称された人物である。¹⁰⁾

ともかくも隆助は武光（隆光）の弟清国の息で、隆国の従兄弟に当たり、忌宮神社に属する人物ではないことが分かるのである。串崎大官司であったと考えられる隆光と共に、別記されるのもつともであったといえよう。

また『住吉神社資料』第一住吉神社文書の二〇八「聖護院道澄書状写」は、「此兩種貳荷」（兩種については未詳）を贈ったことに対する一宮大官司への礼状である。長府滞在中に月次連歌会で同座して以来、一宮大官司家とも連歌を通じた交流が続いていたことは、年次不明のやはり一宮大官司宛の一七七「聖護院道澄書状（折紙）」にも、「改暦御興行候哉、爰元貳行之懐紙等少々令レ書所ニ差下ニ候間、定而可レ為ニ披覽ニ候」などと見えることから窺えることである。¹¹⁾

二〇八にも、「已前の懐紙、一ハ写候而□□渡候、今一ツハ串崎ニ渡候、自ニ其方ニ可ニ召寄ニ候哉」と、連歌のものとおぼしき懐紙のことが記されているのであるが、この「串崎」とは、これまでの考証からしても、隆光であると考えられよう。この書状には朱筆で「永祿九年ト申伝フ」と注記がある由であり、

道澄・道増が月次連歌会に参加してから二年後の一五六四年一月四日の書状であることになる。

また『忌宮神社文書』③竹内大官司家古文書の一三「某隆光書状」は、

從勸修寺領相伝之勅方薰故実以下之事懇望申之処、於預御相伝之段忝存候、若少茂於令聊示者可罷蒙大小神祇之御請者也、仍誓詞如件

元龜四年三月十七日

隆光（花押）

隆国参

というもので、隆国が勸修寺から相伝した「勅方薰故実以下之事」を、懇望して相伝してもらった際の誓詞状である。隆国に対する敬意の薄さなどからしても、この「隆光」はやはり串崎隆光と考えてよいのではないだろうか。

この元龜四年（一五七三）三月が、記録上で隆光の名を確認できる最下限となる。武光の名の記録上での初見は、天文三年（一五三四）二月二七日の連歌懐紙であり、当時としては比較的長命であったと考えれば、武光・隆光同一人物説に、年代的

な破綻はないとはいえよう。

五 古筆界での武光

1 書流系譜における武光

『源氏物語』書写者としての武光（隆光）に目を向けると、歴史資料ではあまり手掛かりを得られない存在であるにも拘わらず、江戸時代に発達した古筆鑑定の世界では、思いの外に存在感を示していることに気づかされる。

旧稿類でも、古筆鑑定家達が分類整理を行った、書流の情報を参考にして考察を行ったが、ここで改めて武光・隆光に焦点を当てて、江戸時代の書風を分類した文献である書流系譜類を確認してみたい。

日本の書流の歴史に注目し、その体系的な研究を行った故小松茂美博士の、古典的名著といえる『日本書流全史』（講談社、一九七〇）には、Ⅵ「書流の発生と成立」の章につづいて、Ⅶ「書流系譜の成立と分類」がある。江戸初期に成立したと考えられる「弘法大師書流系図」以外、あまり注目されることなかった「書流系譜」の存在に注目され、博搜の結果七種を発見され、それぞれ解説を付して翻刻もされている。古筆研究上非

常に価値ある業績であり、何時も感謝の念を持って利用させていただいている。

a 「本朝古今名公古筆諸流」は、元禄七年（一六九四）刊の『万宝全書』全二三巻の第五巻に収載されたものである。目録には二八に分類された書流名が列挙されているが、その内の廿「三条殿流」（注記に「尊鎮流より出ル」とあり）に、「一 串崎武光三条殿流」と記されている。祖の実隆を含めて一六名しか上げられておらず、公家の名が目立つ中で、その存在の異質さが目立つのである。

b 「筆跡流儀系図」は、筆跡鑑定を家職とした古筆家初代の了佐（一五七二～一六六二）以来代々が書き継いできた秘書であると、安政五年（一八五八）に別家一三代古筆了仲（一八二〇～一八九一）が奥書を記した本の転写本で、静嘉堂文庫に所蔵されるものであり、素性が明確である点で重要な存在である。しかしながら、系図形式をした非常に簡略なもので、「三条流」は存するものの、実隆の外に四名の名を挙げるのみで、武光の名はない。

c 「流儀集」は、承応三年（一六五二）の編者自序（小松氏は未詳とするが、他資料により畠山箕山（藤本箕山）の編と見え

られる)のある『明翰鈔』に含まれるもので、享保五年(一七二〇)の「蕉園主人」感得奥書を有する小松氏蔵『明翰鈔』に拠って翻刻されている。目録には三三の流儀が示されているが、やはり「尊鎮流ヨリ出」と注記のある「逍遙院流」の中に、「武光筑紫串崎二宮神主」と見えており、かなり間をあけて、「興国長州二宮宮司竹中兵庫頭」・「清国同富成撰津守」・「伴国同大宮司」・「隆国同」・「有国同一宮大宮司」などの名も見えている。「有国」は他の例からすると「直国」のあやまりであろう。「筑紫」とあるのは宮崎宮と勘違いされたためで、「串崎二宮」も串崎神社と忌宮神社との混乱があるようである

d 「古筆流儀別」は、江戸後期の石塚松翠(稿者注…会津の絵師であるらしい)筆のもので、日比谷図書文化館蔵である。

その「逍遙院流」にはやはり、「武光長州二宮神主中申」があり、やや離れたところに、「興国長州二宮宮司竹中兵庫頭」・「清国同上富成撰津守」・「伴国同上」・「隆国同」・「直国長州一宮大宮司」などの名も見えるのである。c 「流儀集」の「有国」がやはり「直国」の誤りであることが確認できるが、両者ともに「一宮」と誤っている。「中申」は意味不明であるが、「串崎」が崩れたものであることは確かであろう。

e 「古筆流儀分」は、幕末の書写と思われる、静嘉堂文庫蔵本で、目録には二二流を挙げており、その「逍遙院流」にもやはり「武光串崎二宮大宮司」が見え、ここでも間をあけて、「興国竹中兵庫頭長州二宮宮司」・「清国富成撰津守右同上」・「伴国同二宮大宮司」・「隆国同」・「直国長州一宮大宮司」らも記されている。

f 「古筆分流」は小松氏旧蔵の写本で、g 「筆道流儀分」は明治一六年(一八八三)刊の『古筆名葉集』に所収されるものである。ともに簡略なもので、武光や竹中家の人々の名前は見えない。

江戸期に成立して発達していった書流系譜の中で、武光を始めとする竹中家の人々が、確固たるとまではいえないものの、それなりの地位を占めていることが確認できるのである。ただし、隆光の名は見えないことは抑えておきたい。

今日の目から見ると、先述したように、武光以外の竹中家の人々は、逍遙院流(三条殿流)ではなくて、栄雅流(飛鳥井殿流)に配されるべきであるように思われるが、ともかくもこのように室町後期の地方神官達の名が、書流系譜に加えられていることには驚かされる。やはり少なからぬ署名入りの短冊が江

戸時代まで伝わって、古筆家周辺の人々の目に触れることがあった故と考えられるのである。

また、古筆家周辺で成立したと考えられる編纂物に「手鑑行列」の類がある。手鑑に古筆切を貼る際の順序を、手鑑の表と裏とに分けて、個人名（時に家名）を列挙して示したものである。人名の順序としては、伝称筆者毎の古筆切目録である「古筆名葉集」の類に近いものがあるが、「名葉集」はいわば厳選された人物のみで構成されているのに対し、「手鑑行列」は古筆切のみならず短冊を含めて、実際に貼られる可能性がありそうな筆者名を網羅したものであり、掲載人数に大きな差があるのである。

手元にあるものを参照してみると、享保七年（一七二二）写と思われる『手鑑行列』は、上段つまり手鑑の表面に貼るべきものとして三八三の人名（一部家名）が、手鑑の裏面に貼るものを意味する下段に三六七の人名が記され、計七五〇名もの名が列挙されている。

その下段の「武家并北面神官」項の末尾近くに、「串崎武光」と「二宮隆国」・「伴国」の名が記されている。配列から「二宮」は隆国と伴国にかかることは理解できるが、この情報ではど

の国の二宮であるかは理解できないであろう。依拠した資料からの抜粋の仕方の問題があつたのであろうか。

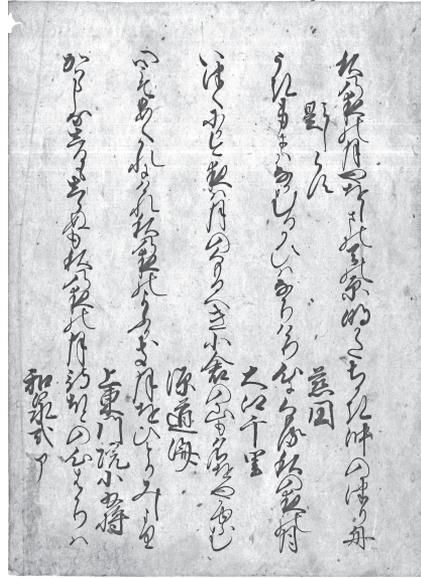
また同類の書である、江戸前中期頃写の『手鑑之法』では、「手鑑之行列」の裏面の「武家」項に、「串崎武光^{長門}二宮^{長門}一宮^{大宮司}」と「二宮大宮司隆国^{長州}二宮」が並んで記されている。こちらは長門と注記もあるが、武光は正式には長門一宮の大宮司でなかったことは、先に確認したとおりである。

竹中家の人々は、隆国や伴国があるだけで、「書流系譜」類に見えた、興国・清国・直国らの名は見えない。この差が何に由来するものなのかも興味深いが、ともかくも武光の存在が最も目立っていることに注目したい。

2 伝称筆者としての武光

「書流系譜」で目立つ武光であるから、彼を伝称筆者とする古筆があつても不思議ではない。注意し続けていたら、幸いにも了佐が武光筆と極めた「新古今集切」を入手することができた（図版4）。

了佐の極札には、表には「串崎大宮司武光」^{琴山}「墨印」とあり、了佐のものなので裏にはなにも書かれていない。大きさは二五・一×一八・〇^〳で、字高は約二二・〇^〳。「新古今



〔図版4〕 伝武光筆「新古今和歌集切」

集』巻四・秋上の四〇三番歌から四〇八番歌作者までの部分で、和歌は一首一行書の一〇行。紙質は楮打紙で、右端に綴じ穴の痕跡があるので、もとは袋綴装で、丁の表であったことが分かる。紙背には天地を逆にした左上隅部分に、「串崎武光」と記して墨滅しているのが確認できる。

図版に明らかかなように、「の」字の書き出しが上の側だ

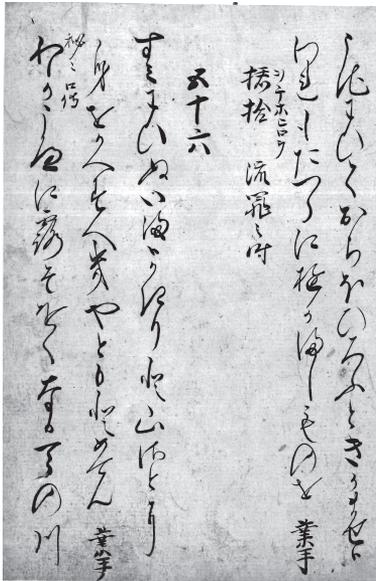
け釘の頭のような形になっており、左下の筆の折り返しが尖っていることが端的に示すように、この筆跡は道遥院流に属する人物のものであることは明らかである。しかしながら、全体的にやや稚拙な印象があり、問題の武光筆の短冊とは同筆であるとはいえないものがある。

そのツレは、海野圭介氏が紹介された国文学研究資料館蔵の古筆手鑑（九九・一三六）中に存在している。同氏「国文学研究資料館蔵「古筆手鑑」99.136影印・解題」（『調査研究報告』三六、二〇一六・三）に拠ると、この手鑑は表面に四十二葉、裏面に三十八葉の計八十葉を貼り込んだもので、七九葉に別家三代古筆了仲の極札があり、了仲のもとで調整されたと考えられるという。その七一枚目裏の二九枚目に、了仲の「串崎大宮司武光思出」〔守村〕（墨印）との札を有する、『新古今集』巻八・哀傷の八〇二番詞書から八〇三番と、最終行に他本に見えない「題不知 小野小町」との詞書と作者が存しており、単なる流布本ではないものと思われる。大きさは二五・三×八・二種で、字高は約二二・〇種。一首一行書で一〇行と同じ書式で、筆跡も同じであることはいうまでもない。異なる古筆見が同じ鑑定をしていることに加えて、この二葉は巻もやや離れて

いるので、他にもツレが存在しているものと思われる。

また旧稿②で紹介したものであるが、手元にある別家二
代古筆了任が「二宮大宮司隆国」と極めた、「伊勢物語和
歌」切（大きさは二〇・四×一三・〇糎、字高約一九・
二糎、料紙は斐楮交漉紙か）（図版5）は、舟見一哉氏御
所蔵のツレでは、神田家三代目道傳が「長州二宮大宮司武

（図版5） 伝隆国（武光）筆「伊勢物語和歌」切



光」と鑑定した極札が付されている。先述のように、竹中隆国
は書流系譜類で逍遙院流として掲載されているものの、その真
筆短冊をみる限り、栄雅流とすべき筆跡である。この切の手は
明らかに逍遙院流とはいえそうであるが、かなり崩れた感じで
あり、「新古今集切」と同筆でもない。

この他にも、近時刊行された、岩下紀之氏監修・日比野浩
信・小椋愛子・田崎未知氏編『連歌断簡資料集』（和泉書院、
二〇二二）にも、44「串崎武光三島千句切」が収載されている。
誰のものとも明記されていないものの、極札には「中国串崎武
光」とある由である。大きさは一八・八×一・四糎、半葉六
行書の袋綴の断簡である。日比野氏解題には、45の伝岩山澄秀
筆切のツレとの指摘がある。

岩山氏は近江佐々木支流の武家で、歌人としても活躍した道
堅（尚宗）が著名である。澄秀は伝未詳であるが、尚宗が九代
将軍足利義尚の偏諱を賜ったことからすると、一一代将軍義澄
の臣であったものと思われる。複数の書流系譜の逍遙院流に「岩
山民部澄秀」などとして収載されていることが確認できる。同
流であるので、武光の異伝として名がみえるのも、驚くにはあ
たらないうであろう。「新古今集切」とかなり似通うが、同筆と

断定するのはためらわれる。

これに加えて、以前に調査させていただいた、交野神社御所蔵の古筆手鑑に、了佐の「串崎武光」とする極札を有する、西行の歌のみを、一首二行書きで、下句を一字下げにして、半葉七行で記した、六半切が存在している。その筆跡は逍遙院流の特徴がかすかに認められるものであり、武光短冊とは全くの異筆である。

さらに、京都国立博物館蔵の『千載和歌集』巻第十七の卷子装一軸（台帳番号 B 甲 2）は、「長州串崎治部大夫武光「琴山」（墨印）」との了佐の極札が付された、冊子改装本である（高さ二五・八糎）。同館収蔵品検索システムの画像を見ると、これもまさしく逍遙院流に属する筆跡で、伝武光筆の「新古今集切」に似通っているように思われるが、やはり短冊とは別筆である。^(補注)

これに加えて、國學院大学蔵の『源氏物語』五四卷二五帖（寄合書源氏物語）^(註)「貴九八六一〇一〇」の伝称筆者の中にも、武光の名を見出せるのである。この室町時代末期頃の写（一部は江戸時代の補写）と考えられる写本は、大きさが二一・四×一五・五糎と綴葉装としてはやや小ぶりのものである。

梶井宮堯胤法親王（きりつほ・は、木）、足利義政（ゆふかほ）、中山宣親（わかむらさき・すゑつむ花）、四条隆永（紅葉の賀・花のえむ・あふひ）・下冷泉政為（すま・あかし）などの貴顕の名が連なる中に、「慈照院殿御台所」（さかき・はなちるさと）、「三条西実隆卿女」（ゑあはせ・松かせ・うすくも・あさかほ・をとめ・玉かつら）、「三条西公条公北方」（総角・早蕨）などの女筆とされるものも混じっており、さらに、「山尚宗入道（道堅）」（うつせみ）、賀田武光（みをつくし・よもきふ・せきや）、「波々伯部五郎正盛」（夕きり）等の武士の名前が見えることが注目される。

先述のように道堅（生年未詳）享祿五（一五三三）六月二日）はそれなりの知名度のある武家歌人で、飛鳥井雅親（栄雅）に和歌を学んだが、三条西実隆とも親しかった人物である。波々伯部氏は丹波の国人で細川家の被官であるが、兵庫助正盛はやはり実隆の許に出入りしていた、定家筆古今集を所持するほどの数寄物で、享祿六年六月四日に戦死している。^(註)

この両名は実隆とも直接関係のあった同時期の人物であるのに対して、武光は生存中には都ではほぼ無名であったと思われるし、時代的にもっと後の世代であって、名前が並ぶのは不

自然であると言わざるをえない。そうであるのに、『源氏物語』の寄合書写本の伝称筆者として武光が名を連ねている事実は、やはり非常に興味深いのである。

この写本の筆者名は、折紙や極札などの公式な鑑定書に記されたものではなく、各帖に付された巻名や紙数などを記したやや大きな目の紙片に、朱筆で記されたものである。附属していた目録の情報を転記した可能性も考えられるものの、「みをつくし・よもきふ・せきや」を合写した、「串崎大宮司賀田武光」と鑑定された第七帖の筆跡が、逍遙院流に属するものではないと断定できることから、かなり怪しい鑑定であると思われる。以上のように、室町末期の地方の一神官としては、武光が古筆の世界で存在感を示していることが確認できるのである。これはやはり署名のある短冊が江戸期にまで伝わって、古筆家の人々の目に入り、しかもそれが判定をしやすい逍遙院流の筆跡であったので、同流の末流的な筆跡の鑑定で、ある意味便利に利用されたためなのではないだろうか。古筆見達が鑑定に利用した情報を考える上でも、武光は興味深い事例であるといえようである。

これに対して、隆光の名は古筆の世界では短冊の極札以外に

全く目に入らないのである。(補注)

六 「大島本」の書写環境

以上くどくどしい説明となってしまったが、旧稿①や旧稿③で確認してきた、一筆で書写されて「宮河」朱印が捺された『源氏物語』五四冊が、何らかの理由で一九冊の残闕本となつてしまひ、それを他筆で補写して再び揃本に仕立てた際に、「宿木」冊や、「若紫」冊の本文末尾四行、その他多くの冊で様々な筆の書き入れを行なうなど、現存の「大島本」の成立に重要な役割を担った重要な人物が、どうやら串崎武光(隆光)であつたらしいことが一応確認できた。

それがありうることなのかを、再度「大島本」自体に注目することから再確認を行つてみたいと考える。

「大島本」の成立を考える上で最も重要なのは、「桐壺」・「夢浮橋」両冊に加えられた、補写完了後の所蔵者であつた吉見正頼の奥書であることはいままでもない。「夢浮橋」には校合奥書と呼ぶべき部分も存しているが、それを除くと、書かれた内容は「夢浮橋」と重複するので、「桐壺」のみを取り上げればよいことになる。以下に引用しておきたい。

彼源氏物語事於長府書畢從京都豊芸為和談上使

聖護院殿様御下向候然者久々御在府候、桐壺卷大門跡

様御筆候夢浮橋卷新門跡様御筆候大門跡

様御名道増様与申新門跡様御名道澄様与申也

永祿七年七月八日 吉見大藏太輔正頼（花押）

（*3行目「夢」：「浮」を擦消して重ね書き）

「夢浮橋」と内容的に重なるのは、「桐壺」が聖護院の大門跡道増、「夢浮橋」が新門跡道澄筆であるということである。「桐壺」独自の部分は、書き出しの、「彼源氏物語事於長府書畢從京都豊芸為和談上使聖護院殿様御下向候然者久々御在府候」部分である。

「此」となく「彼」とあることに違和感があることは旧稿①で記した通りであるが、「桐壺」は道増筆で、「夢浮橋」は道澄筆であることは、筆跡からして確かなことであるので、「彼源氏物語」が「大島本」のことを意味していると考えざるをえないことになる。

そしてここには、「大島本」が長府で書写されたこと、京都より「豊芸」の和談の為に聖護院の二人の門跡が下向してきて、長らく長府に滞在していたと記されている。道増・道澄が書写に関与した理由が説明されている部分であると考えられるのである。

旧稿①と重複することになるが、それよりもさらに踏み込んで、この状況について説明してみたい。

「豊芸」の「和談」とは、現代の歴史研究では「豊芸講和」などと呼ばれている、豊後の大友氏と安芸の毛利氏との停戦協定のことである。山本浩樹氏『戦争の日本史12 西国の戦国合戦』（吉川弘文館、二〇〇七）の「III 激突の時代 2 毛利氏の北九州新出 豊芸講和」、池享氏『列島の戦国史6 毛利領国の拡大と尼子・大友氏』（吉川弘文館、二〇二〇）の「四 毛利氏と尼子・大友氏の死闘 2 毛利・大友氏の激突 豊芸講和」などを参考にし、簡略に説明しておく。

大内義隆自刃後に陶晴賢によつて擁立された、大内義興女を母に持つ大友義鑑息の大内義長を、長府長福寺で自害させて防長二州を手中に収めた毛利元就は、大内氏が進出していた豊前・筑前をも支配下に置くべく、活動を行っていた。一方弟義長を

殺された大友宗麟は、その仇討を名分として、かねてからの豊前・筑前進出の野望を実行に移す活動を始めた。こうして北部九州の交通の要衝である豊前国の門司城をめくって、永禄元年（一五五八）から五年まで毎年兩陣営による合戦が行われ続けた。

一時奪取に成功したものの、完全に支配下に置くことはできず、毛利方の策動により全体として劣勢が続いていた大友宗麟は、將軍足利義輝に毛利方との和睦の調停を依頼した。これを受けて義輝は、永禄六年正月に、毛利氏と出雲の尼子氏との講和の仲介を担当したこともある聖護院門跡道増を毛利方に、久我愚庵（晴通）を大友方に派遣することとした。

道増は三月ころに安芸廿日市に到着し、周防防府に在陣する毛利隆元と面会の後、豊後に渡って宗麟と交渉を行った。五月には大筋で合意をみたものの、その内容に異を唱えた豊前・筑前両国の毛利与党勢力の説得に手間取り、起請文の交換が行われて講和が成立したのは、七年七月のことであった。

このように講和交渉が長期に及んだことにより、その調停役であった道増と道澄は、大友宗麟の異母弟大内義長が自刃した場所でもある、長府の長福寺に長期滞在することとなってしまったのである。その間に、長門一・二宮の大宮司家である山田・

竹中両家の人々の連歌会に同座したのである。永禄七年四月二三日の一宮月次会には言（道増）・白（道澄）が、同六月二五日と七月六日の会には白（道澄）のみの参加が確認できる。先に言及した年次不明の両家宛の道澄書状も、道澄が両社家の人々と親しく交流したことを示している。

吉見正頼が「桐壺」・「夢浮橋」両冊に奥書を加えたのは同年七月八日である。少なくともこの年の四月後半から七月初旬頃に、道増・道澄が正頼の依頼で『源氏物語』の一冊を書写することは、物理的に可能であったことを改めて確認しておきたい。

それでは書写を依頼した立場である吉見正頼はどうなのであろうか。七月八日時点で長府にいた可能性が高いのは、奥書の内容からしても当然であるが、やはり改めて確認しておきたい。

このことに言及した研究として、秋山伸隆氏「大島本源氏物語」と吉見正頼」（『中古文学』九七、二〇一六・六）がある。二〇一五（平成二十七）年度中古文学会秋季大会シンポジウム「室町戦国期の『源氏物語』——本の流通・注の伝播——」の基調講演をもとにしたこの論文は、「大島本」について従来の古い認識に従っているので、その点は注意が必要であるものの、日本史研究者の立場から有益な情報を提供しており、大いに注目でき

るものである。

その「二 吉見正頼と「大島本源氏物語」」において、

吉見正頼は北九州で大友軍と戦っている毛利方を支援するため、赤間関に出陣していた。永祿七年正月二十三日、

正頼は毛利軍の部将とともに毛利元就奉行入桂元忠宛の連署書状の奥に署名している。道増も永祿六年末には長府に滞在していたことを確認できる。

正頼は赤間関・長府に滞陣する毛利軍の大將格として、道増とも度々対面していたらしい。永祿七年三月に道増が帰洛すると言い出したため、毛利元就の使者とともに正頼・立雪斎恵心が道増を引き止めている。(以下略)

と、正頼が永祿七年ころに長府からほど近い赤間関に在陣しており、また道増との接触があった事実を確認し、「吉見正頼は、道増・道澄と親密な交流をすることができる立場と十分な時間を有していたのであった」と指摘している。

また、近時に下関市立歴史博物館で開催された展示会の図録である、『毛利VS大友―海峡の戦国史 第2章―』（下関市立歴

史博物館、二〇二二）に掲載された、「51吉見正頼書状 神代長野文書」は、北九州市立自然史・歴史博物館蔵の藏品で、年未詳の二月二十一日付で毛利方である豊前の長野助守に宛てたものである。その解説には、

大内氏滅亡後、正頼は毛利氏に従って北部九州進攻にも関与しており、長府に滞在したこともあった。毛利氏のもとで長門国守護代に任じられた内藤隆春は、正頼とともに毛利氏の北部九州進攻に関与しているが、隆春と正頼と姻戚関係にあったことから、正頼はそうした関係もあつて起用された可能性がある。

と、正頼が長府に滞在していた理由を推定している。またこの図録には、先述の「住吉神社文書」中の、年未詳二月五日付の一宮大宮司宛の書状「50 聖護院道澄書状」（住吉神社文書一七七）も掲載されており、「和睦について、戦いを有利にすすめていた毛利氏は消極的であった。そのため、毛利氏は何かと理由をつけて交渉を長引かせており、その間道澄らは長府に滞在することになった」とも説明している。

このように確認してみると、「大島本」は戦乱の時代の申し子のような存在であると思えてくるのである。

「大島本」の「関屋」冊の飛鳥井雅康奥書が、本奥書であることは否定のしようもない事実であるので、この本が大内政弘旧蔵本であることの根拠は失われたことになる。しかしながら、「関屋」奥書の内容に加えて、「夢浮橋」冊に正頼によって書き加えられた、大内政弘所蔵の河内本『源氏物語』の奥書の存在などにより、「大島本」が大内政弘旧蔵の定家本『源氏物語』の本文がある程度伝える存在であることも、また動かしがたい事実である。

またやはり旧稿①などで明らかにしたことであるが、「大島本」は、「宮河」印のある一筆本の十九冊残欠本を、多数の寄合書きで補写したものである。

陶氏と犬猿の中であつた吉見氏の当主として、正頼は陶晴賢の反逆に同調せず、晴賢に擁立された大内義長の軍に居城石見三本松城（津和野城）を責められるなどしたが、晴賢が厳島合戦で毛利元就軍に敗れて戦死すると、毛利軍の防長経略に協力して山口侵攻にも参加し、弘長三年（一五五七）の大内氏滅亡の後、正式に毛利氏家臣となるに至った。

毛利氏の北部九州侵攻の担当者の一人に指名されて、長府周辺に在陣していた正頼が、石見より家伝の『源氏物語』残欠本を持参したとは考え難いものがある。また多数の寄合書は短期間に補写する必要があつたことを示すと考えられることなどからすると、正頼が一九冊の残欠本を入手したのは、長府滞在中であつた可能性が高いのではないだろうか。

それを確認する上で重要な情報となるのが、「宮河」印の存在である。この印が、陶晴賢の家臣で、天文三年（一五五四）に安芸国の折敷畑で毛利元就の奇襲攻撃で戦死した、宮川（甲斐守）房長のものであるとの藤本孝一氏の仮説は、名字の一致以上の根拠を有するものではない。

ここで注目したいのは、先に紹介した秋山氏の論文である。氏は、やはり房長説に疑問を持たれて、「宮川氏は南北朝時代には大内氏の長門国守護代や奉行人となっている。「宮川」印は宮川甲斐守ではなく、長門国に縁がある大内氏家臣宮川氏の誰かに関係があるとも思われる」と述べておられる。この見解は、地域的な面で房長説よりも有力であるように思われるものの、大内弘世時代（一三五八―一三七四）の長門国守護代に「宮川入道良覚」の名を確認できる以上の情報を、現状では得られ

ないのである。

手掛かりが少な過ぎるのであるが、道増・道澄の長府滞在中に補写を思いついた正頼が、「桐壺」「夢浮橋」冊以外の三〇数冊（欠けている「浮舟」がどちらであったかは不明）の書写を依頼できるのは、やはり長府周辺にいるそれなりに教養のある人物達であるはずである。

家臣も含まれている可能性は否定できないが、三〇人もの書写者を確保するのは容易ではないであろう。そのような時に候補となったのが、大内時代よりの文化の伝統を守り、和歌や連歌に親しみ、『源氏物語』の知識もあることが期待できる、長門一宮・二宮の大宮司家である山田・竹中両家とその周辺の人物であったのは、自然なことであったのではないだろうか。

おわりに

長々しい考証を行ってきた割には、本稿で明らかにできたのは、「大島本」五三冊中の一五冊にその筆跡が確認でき、本文書写・本文と奥入の補入訂正・引歌や注記の書き入れなどを行った人物、つまり吉見正頼が一九冊の残欠本を補写して再び揃本にしようとした際に、重要な立場で協力した人物が、長門二宮

忌宮神社の大宮司家竹中家の一族で、長門一宮住吉神社の若宮串崎神社の大宮司であった、串崎（賀田）武光である可能性が高いということに過ぎない。書写時には隆光と改名していたはずではあるものの、武光と隆光が同一人物であるという確証を得ることはできないままになってしまった。^{（補注三）}

成果というにはあまりにもささやかな事柄であることは自覚しているが、このことは、「大島本」が現在の形になる過程や、「大島本」がどのような性格の本であるかを考察する上で、重要な意味を有していることは確かであろう。

今後は武光・隆光の筆跡資料の収集を継続するとともに、武光（隆光）周辺の人物が、他の冊を書写しているかどうかの検討を行って、「大島本」の実態をより明らかにしていきたいと考える。関連資料をご存知の方はお教えいただけると幸いである。繰り返すが、「大島本」は大内政弘旧蔵本でも、飛鳥井雅康書写でもないし、ましてや俊成の筆跡を模写したものでもないのである。「大島本」を研究する方と、その本文を研究や教育など利用される方は、旧説にとらわれず、事実^①に目を向けた対応を行ってくださるようお願い申し上げます。

注

- (1) 「大島本『源氏物語』の校訂―青表紙本による青表紙本の校訂―」(『古代文化』四九・一、一九九七・一)以来、「大島本源氏物語の書誌的研究」(『大島本源氏物語 別巻』角川書店、一九九七年)、『定家本源氏物語』冊子本の姿」(『日本の美術』四六八、二〇〇五・五)、「大島本の写本的性質」(『源氏物語―千年のかがやき』思文閣出版、二〇〇八)、「大島本源氏物語の写本学研究」(『大島本源氏物語の再検討』和泉書院、二〇〇九)、藤本孝一編解題『定家本源氏物語 行幸・早蕨』(八木書店、二〇一八)、大河内元冬監修・藤本孝一解題『定家本源氏物語 若紫』(同、二〇二〇)等で、繰り返し述べられている。
- (2) このことを、藤本氏も『定家本源氏物語 若紫』解題の「三、書誌」「附箋和歌・寸法」において、幾つか指摘しておられる。例えば、二七丁裏にある「いのちたに…」歌の附箋に対する補足情報として、「(大島本27ウ2に右注として、俊成風朱筆跡で追記されている)」と記され、四二丁表にある「あしわかのか…」歌の附箋でも、「(大島本40ウ10に右注として、俊成風朱筆跡で追記されている)」。『古今和歌六帖』「いひはしめ」にあり」と記されている。さらに「四、紫式部の装訂と親本考」において、「大島本」の五九丁表(末尾四行のこと)の筆跡がそれまでと「全く違った筆跡」であることを指摘され、改めて「この筆跡は、俊成の「圭角鋭く奇癖の強い筆跡」として知られているものと類似する」とされ、「大島本『若紫』と本帖を比較すると、校訂の朱書や、「書誌」で指摘した二例の注記が、「俊成筆風で追記されている」とも記されている。そしてこのことについて、「俊成も和歌注釈書『古采風躰抄』があり、引歌を書き込んでいた可能性もある。定家がさらに追記して巻末に『奥入』を書き込んでいったと思われる」と、さらに踏み込んだ推定をされ、「このように大島本の重要な箇所に表示される俊成筆風は、親本を模写していると思われる。それは、俊成筆を親本にしたのが定家本とする証であろう」とまとめておられる。結論が先にあると、本来は反証となすべき事例も傍証となってしまうのである。
- (3) 海野圭介氏「研究ノート 中世の短冊資料の諸問題―新収の短冊手鑑『筆陳』を中心として―」(『国文研ニューズ』四四、二〇一六・八)を参照した。

(4) 『企画展 珠玉の書 短冊手鑑の世界』(MOA美術館、二〇〇二)の田中之博氏「MOA美術館所蔵の短冊手鑑について」を参照した。

(5) 続群書類従完成会本に拠ったが、国文学研究資料館のホームページでデジタル画像が公開されている、大和文華館蔵本を見ると、「長州串嶋神主」とある。「嶋」は他の資料からしても「崎」の誤写であることは疑いない。

(6) 以上は、『大日本地名辞書』・『日本歴史地名大系』・『角川日本地名大辞典』の「串(櫛)崎(埼)」関連の項目を参考にした。また、串崎若宮(八幡)に関する情報をまとめたものに、山村亜希氏「南北朝期長門国府の構造とその認識」(『人文地理』五二・三、二〇〇〇、後に『中世都市の空間構造』(吉川弘文館、二〇〇九)に収載)がある。

(7) この記事は、岸本真実・澤井廣次氏「兼右卿記(七)天文十一年四月至十月、同十二年八月至十一月、同十三年正月至三月・七月至十月」(『ビブリア』一五六、二〇二二)一〇)で確認した。

(8) 村井祐樹氏「東京大学史料編纂所所蔵影写本『兼右卿記』(上)」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八・三)

に拠る。

(9) 連歌総目録編纂会編『連歌総目録』(明治書院、一九九七)および、国文学研究資料館の「連歌・演能・雅楽データベース」では、「伴国」を「伊国」と誤っている。

(10) 富成職については、井上寛司氏「中世諸国一宮制の歴史的構造と特質 中世後期・長門国の事例を中心に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四八、二〇〇八・一二)を参照いただきたい。

(11) この書状は二月五日付であることと、文言や内容の共通性からも、先の『忌宮神社文書』⑥一八「聖護院道澄書状(写)」と同時のものと考えられよう。

(12) 國學院大學図書館デジタルライブラリーで画像が公開されている。

(13) 井上宗雄「中世歌壇史の研究 室町後期 改訂新版」(明治書院、一九八七)参照。

(14) 前稿でも確認したような、「大島本」に誤写が多い理由も、古典に精通していない地方武士の書写であることから説明できるのである。

(補注一) 校正中に、国立国会図書館次世代システム開発研究

室の「次世代デジタルライブラリー」が公開となり、試みに「武光」で検索したところ、本資料については、『京都帝室博物館書蹟一覽』（京都帝室博物館、一九一七）に記載があり、滋賀県東浅井群の南部晋氏の寄附になるもので、串崎武光について、「治部大輔ト称ス長門ノ人書ヲ以テ名アリ串崎流ト云フ天正頃ノ人ナリ」と説明があることに気づいた。「天正頃」は下りすぎであるが、書流「串崎流」の祖とされているとの情報は注意される。その根拠を知りたく思ったところ、やはり同じ検索で、石文山人編『和漢書画一覽』（一八八三）に、「武光^{タケミツ} 串崎氏三条流ヨリ出テ一家ヲナセリ」とあるのを見いだせた。先の説明はこれに拠っているのかもしれない。

（補注二）やはり「次世代デジタルライブラリー」による「武光」の検索で、畠山箕山著・正宗敦夫編纂校訂『顕伝明名録』（日本古典全集刊行会、一九三八）に「隆光」の項目があり、注目すべき注記があることに気づいた。先述の『手鑑行列』の編者にして、『色道大鏡』の著者として著名な、畠山箕山（藤本了因）の編になる簡略な人名辞典である『顕伝明名録』は、諸資料から無名に近い人物までをも丹念に

拾い集めており、他の辞書類には収載されない名前が多いことでも特色のあるものである。箕山が古筆了佐・了雪に学んだ古筆見でもあることからすれば、「武光」や「隆光」が掲載されているのも当然のことと言え、これに最初に当たらなかったことを反省した次第である。

同書は名前の一文字目で検索できるようになっているが、その第三四八の「武」には「一光 長州串崎神主大官司（和田）賀田」とある。「田」に「由」との異本注記があると示されているが、賀田で問題はない。問題は「和田」であるが、斯道文庫で見ることのできる『顕伝明名録』とその前稿本たる『類聚名伝抄』を、合わせて六本確認してみたところ、小松茂美博士旧蔵の『類聚名伝抄』の一本にも、「串崎大官司手跡実隆流／長州串崎大官司和田殿神主賀田」とあるように、どの本にも「和田（殿）」の文字が存在していた。俄かにその意味するところを明らかにできないので、今後の課題としたい。

問題は、日本古典全集本の「隆光」項である。「一光 大内家串崎 賀田治部大輔 遣遙院門弟賀田武光息」とあり、隆光を武光の息と説明しているのである。この記述

は凡例によると、底本である森繁夫蔵本（まもなく大阪公立大学となる大阪市立大学図書館所蔵本であると思われる）の後補書き入れであるらしい。これを信ずれば、両者の短冊の筆跡が同筆とは思いい難いことも納得できはする。「治部大輔」の仮名も世襲したとすれば説明も付くが、両者の同座を確認できる資料は今のところ見当たらず、俄かに信用しがたいものがある。先述の六点でも確認してみたが、このような注記は見つけられなかった。こちらの追求も今後の課題としたい。

（補注3） 補注二で触れた、武光と隆光が親子である可能性は、両者の連歌会の参加状況を見る限り、可能性を否定できないのは確かである。今後も両者の筆跡と記録の収集を続け、この問題を解明したいと考える。